

**名称等 市発注の公共工事に係る土壤汚染対策法による届出
状況調査の結果について****担当 生活環境部 環境政策課
直通 055-934-4740 内線 2713****【経緯】**

- ・土壤汚染対策法（以下「法」という。）の改正により、平成22年4月から、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手の30日前までに届出を行う義務がありますが、他の地方公共団体が発注した公共工事において当該届出を怠っていた事実が判明しました。
- ・これを受け、環境省から各都道府県、政令市に対し、法による届出の適切な実施についての注意喚起がされております。
- ・本市が発注する公共工事について、全部署を対象に平成28年度から令和2年度に開始した工事、事業を調査したところ、未届けの事業が4件判明しました。

【調査期間】

- ・令和2年12月4日（金）～12月23日（水）

【調査結果】

(令和2年12月24日現在)

事業	部署	未届け件数
道路整備事業	建設部道路建設課	3件
	沼津駅周辺整備部整備課	1件
合計		4件

- ・未届け事案については、地歴調査により汚染の恐れがないことを確認しております。

【再発防止策】

届出義務についての認識不足が原因と考えられることから、次のとおり再発防止に向けて取り組んでまいります。

- ・毎年度、環境法令の遵守についての関係部署への周知徹底及び説明会等の開催
- ・各部署が作成する工事・事業の実施チェックリスト等への届出手続の明記

【問い合わせ先】

- 土壤汚染対策法に関すること
環境政策課 担当：安室 電話：055-934-4740
- 事業に関すること
道路建設課 担当：宮地 電話：055-934-4779
整備課 担当：青島 電話：055-934-4773